

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4. 11. 10	R5. 1. 4	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所長宛て 令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」 〇〇宛て 令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」 〇〇宛て 令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」 令和4年10月24日付国関東外計第23号「開示決定等に係る意見書」 	4	1														建設局 三環状道路整備推進部 整備推進課
2	R4. 11. 10	R5. 1. 4	<ul style="list-style-type: none"> 知事宛て投書差出人宛て 令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」 令和4年10月15日付け「開示決定等に係る意見書」 令和4年10月21日付〇〇「開示決定等に係る意見書」 令和4年10月26日付け「開示決定等に係る意見書」 	4	1					1		1						<p>(第7条第2号) 差出人の氏名であり、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第2号) 差出人の氏名、連絡先(住所・電話番号)であり、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第4号) 法人の印影であり、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため。</p>	建設局 三環状道路整備推進部 整備推進課
3	R4. 12. 23	R5. 1. 4	事業用地整備工事(29北北-北北建管内)その2 設計書類一式	※	1														建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課
4	R4. 11. 15	R5. 1. 11	許可申請書 <ul style="list-style-type: none"> 受付日: 令和4年10月28日 申請者: 〇〇 申請日: 令和4年10月28日 受付者: 東京都 北多摩南部建設事務所 管理課 	※	1					1	1	1						<p>(第7条第4号) 偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。</p> <p>(第7条第3号) 通常公にしている連絡先であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。</p> <p>(第7条第2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>	建設局 北多摩南部建設事務所 管理課

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
5	R5.1.6	R5.1.13	・特例都道402号線 現況平面図、街路樹等基礎調書 ・特例都道406号線 現況平面図、街路樹等基礎調書、 緑地基礎調書	※	1														建設局 第一建設事務所 補修課	
6	R5.1.3	R5.1.12	【街路築造工事のうち擁壁設置工事 (3西-青梅3・4・4)】 上記工事の第1回契約変更に係る 設計書類一式	※	1														建設局 道路建設部 街路課	
7	R5.1.4	R5.1.17	幹線街路(放射街路)15号線 一之江 橋~江戸川大橋間の用地の買収・収用 に係る文書並びに他の道路管理者との 道路維持管理協定の類する文書																建設局 道路建設部 街路課	
8	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業に 応募した〇〇ならびに〇〇が「入札説 明書」に基づき東京都へ提出したそれ ぞれの提案において「葛西臨海水族園 現況測量図樹木調査位置図」の A, B, C, D, E, F, G, Hの区域において工事 に関わり、伐採ならびに敷地内移植が 必要となる樹木の「本数」および都が 確認のために作成した図表。																建設局 公園緑地部 計画課	
9	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業に おける〇〇の入札時提出書類 ・様式5-11-1 施設整備業務の内訳 書	※		1													建設局 公園緑地部 計画課	
																			(第7条第3号及び6号) 当該内訳書は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の入札手 続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示 とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技 術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の 競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外 の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開 示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が 失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほ か、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認 められるため。	

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・様式5-11-1 施設整備業務の内訳書																（第7条第3号及び6号） 当該内訳書は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
11	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・様式6-1 配置計画に関する提案書 ・様式6-2 景観・外観計画に関する提案書 ・様式6-3 平断面計画に関する提案書 ・様式6-4 展示計画に関する提案書 ・様式6-5 設備計画に関する提案書 ・様式6-6 安全計画に関する提案書 ・様式6-7 環境負荷計画に関する提案書 ・様式6-8 バリアフリー計画に関する提案書	※															（第7条第3号及び6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
12	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・様式6-1 配置計画に関する提案書 ・様式6-2 景観・外観計画に関する提案書 ・様式6-3 平断面計画に関する提案書 ・様式6-4 展示計画に関する提案書 ・様式6-5 設備計画に関する提案書 ・様式6-6 安全計画に関する提案書 ・様式6-7 環境負荷計画に関する提案書 ・様式6-8 バリアフリー計画に関する提案書																（第7条第3号及び6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇の入札時提出書類 ・様式7-1 外観透視図 ・様式7-2 内観透視図 ・様式7-3 配置図 ・様式7-4 各階平面図 ・様式7-5 立面図 ・様式7-6 断面図 ・様式7-9 建物概要	※		1													（第7条第3号及び6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
14	R4.11.21	R5.1.17	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・様式7-1 外観透視図 ・様式7-2 内観透視図 ・様式7-3 配置図 ・様式7-4 各階平面図 ・様式7-5 立面図 ・様式7-6 断面図 ・様式7-9 建物概要																（第7条第3号及び6号） 当該図面等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
15	R5.1.6	R5.1.18	地下水位調査委託（3北南-小金井3・4・11外1路線）報告書 （個人情報、印影を除く）	※	1														建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課	
16	R5.1.10	R5.1.18	【等々力大橋（仮称）下部工事（その4）】 種別内訳書及び代価明細表単価算出根拠	※	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課	
17	R5.1.12	R5.1.18	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調査） 212001-K028、212001-K029	※	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	
18	R5.1.17	R5.1.19	都道における自転車通行空間整備状況図	※	1														建設局 道路管理部 安全施設課	
19	R5.1.18	R5.1.23	【下流橋下部工事（4南東-関戸橋の12）】 種別内訳書及び代価明細表単価算出根拠	※	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課	

